

保険局 医療課

日本では、全ての国民がいずれかの公的医療保険制度に加入することにより、いつでも安心して適正な医療を受けることができる皆保険制度がとられています。その中で、医療保険制度の下、医療機関や薬局が提供するサービスの対価として受け取る報酬（診療報酬、調剤報酬）や医薬品の価格（薬価）を定めています。



内容に関する
参考ホームページ

「医療保険制度の維持」と「イノベーションの推進」の両立

医療課における薬系技官の業務は大きく分けて、①薬価算定・薬価改定、②診療報酬・調剤報酬改定であり、薬学的な専門性を生かし、医療保険行政の企画立案を担っています。

薬価算定では、新規に薬事承認される医薬品について、臨床上の位置付けやその使用目的等を踏まえ、保険適用の適否の判断や保険請求上の留意事項を定める等、医薬品の保険適用に関するあらゆる整理を担っています。革新的な医薬品を高く評価することで新薬開発を加速させるため、特

に新薬の薬価算定では、算定薬価に上乘せる有用性加算等の設定について議論します。また、薬価改定は、薬価基準収載後、実際の取引価格や薬価改定の制度に基づき、薬価の見直しを行います。これらの薬価制度については、適時見直しを行い、「医療保険制度の維持」と「イノベーションの推進」の両立を図っています。

“医療の質の向上のため”の診療報酬改定

薬系技官は、診療報酬の中でも、病院や薬局で薬剤師が提供するサービスに関する部分を担当しています。診療報酬は、医政局や医薬局などで検討・策定された政策

の実現を後押しするために重要な手段であるため、他部局での議論にも幅広く関心を持ち、状況を把握しておく必要があります。

診療報酬では全国一律に提供すべき医療サービスを定めていますが、個々の薬剤師の裁量を最大限に活かして、薬剤師が質の高い医療サービスを提供することで、国民・患者に貢献できるような制度設計を目指しています。また、診療報酬の内容によっては、時に現場に過剰な負担を強いてしまうことや、利益のみを追求した形式的な業務を助長するおそれもあります。適切な対価となっているか、十分に議論と検討を重ねる必要があります。

これらは非常に難しい課題であり、職場内での議論だけでは最適な答えは得られません。そのため、現場でベストプラクティスを実践している薬剤師との意見交換や、現地視察を積極的に行うとともに、多様なデータを分析して、限られた財源の中で最大限の効果を発揮する制度づくりを目指しています。

医療保険制度で 医薬品開発や医療政策を後押し



保険局
医療課 課長補佐
高村 建人
TAKAMURA Kento

保険局
医療課 薬剤専門官
安増 孝太
ASO Kouta

